

岩内町告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定による指定納付受託者の名称及び事務所の住所地変更の届出があったので、同法第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩内町長 木 村 清 彦

- 1 受託者の変更後の名称及び事務所の住所地
 - ①株式会社DmcMCソリューションズ
東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
 - ②株式会社トラストバンク
東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号
- 1 名称及び事務所の住所地を変更した日
 - ①令和 8 年 7 月 1 日
 - ②令和 8 年 7 月 21 日
- 3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類
岩内町ふるさと納税寄附金